

# 令和元年度第8回

## 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和元年11月8日

場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室

令和元年度第8回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町役場（分庁舎）第1会議室
2. 開会日時 令和元年11月8日（金） 午後1時30分
3. 閉会日時 令和元年11月8日（金） 午後2時11分

4. 出席農業委員（14名）

1番	乙部繁作君	2番	沼尾京子君
3番	蛭名勲君	5番	沼尾幸一君
6番	竹内勝子君	7番	米内山寧夫君
8番	高松克彦君	9番	沢田兼美君
10番	中野一男君	11番	甲地武彦君
12番	木村豊三郎君	13番	甲地俊隆君
14番	新山忠幸君	15番	小野寺正八君

5. 欠席農業委員（1名）

4番 蛭沢清子君

6. 出席農地利用最適化推進委員（4名）

花向町	野田亮広君	甲地	岡山粕男君
上野（上）	蛭名賢一君	旭	笹倉隆悦君

7. 欠席農地利用最適化推進委員（1名）

千代畑 江刺家栄作君

## 8. 会議に付した案件

- 報告第20号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第22号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第26号 東北町農用地利用集積計画の決定について
- 議案第27号 競（公）売買受適格者の証明について

## 9. 議事録署名委員

6番 竹内勝子君      7番 米内山寧夫君

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 蛭澤博幸

## 11. 書記

事務局副参事 河島徳悦

——— 開会 午後1時30分 ———

(全員起立で挨拶を行う。)

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。  
ご起立願います。  
「こんにちは」  
着席願います。

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
ただいまから、10月31日に招集通知しました、第8回東北町農業委員会総会を開催いたします。  
本総会の出席委員は、14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。  
尚、農地利用最適化推進委員 4名の出席があります。  
本日、4番 蛭沢清子 委員より、会議規則第4条の規定に基づき、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

( 会長挨拶省略 )

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
ありがとうございました  
それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長  
(乙部繁作君)  
それでは、しばらくの間、議長を努めさせていただきます。

(開 議)

議 長  
(乙部繁作君)  
これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。  
総会の提出案件は、**報告4件、議案3件**であります。  
充分なるご審議をお願いします。

議長  
(乙部繁作君)  
それでは、議事に入ります。  
(議事録署名者の指名・書記の任命)  
日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命についてを、議題とします。  
お諮りします。  
議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)  
異議なしと認めます。  
したがって、議長において指名することに決定しました。  
議事録署名者には、6番 竹内 勝子 委員、7番 米内山 寧夫 委員を指名いたします。  
なお、書記には、河島 副参事を任命いたします。

(会期の決定)

議長  
(乙部繁作君)  
日程第2 会期の決定についてを、議題とします。  
総会の会期は、本日一日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)  
異議なしと認め、総会の会期は、本日一日とすることに決定しました。

議長  
(乙部繁作君)  
日程第3 報告第20号 農地の転用事実に関する照会について、を議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)  
1ページをお開きください。  
報告第20号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方  
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったの  
で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告  
するものです。  
尚、現地確認は、11月1日、委員2名(沢田 兼美 委員 及  
び、笹倉 隆悦 農地利用最適化推進委員)と事務局職員2名に

より遅滞なく現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認しています。

2ページをお開きください。

受付番号32番 1件について説明いたします。

(事務局受付番号32 1件朗読説明省略)

以上、1件です。

議長  
(乙部繁作君)

ただいま、事務局より報告第20号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認め、報告第20号は原案のとおり報告済と致します。

議長  
(乙部繁作君)

日程第4 報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてを、議題とします。事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

3ページをお開きください。

報告第21号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。

4ページをお願いします。

(事務局 33番から38番、6件朗読説明省略)

以上、6件です。

議長  
(乙部繁作君)

只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

委員(木村豊三郎君)

5ページ 受付番号36番の相続した筆の中に面積が12㎡と13㎡とかなり少ないのですが、何か特殊な事情がありますか。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

受付番号36番については特殊な事情ではなく、相続した筆が持分14分の1となり母体面積は届出書に明記されていませんが、書類上持分14分の1が12㎡と13㎡で記載されております。

委員（木村 豊三郎君） はい、わかりました。

議長（乙部繁作君） そのほか、質疑はありませんか

(質疑なしのとき)

議長（乙部繁作君） 質疑なしと認め、報告第21号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長（乙部繁作君） 日程第5 報告第22号 使用貸借合意解約書の受理についてを、議題とします。

事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長（蛭澤博幸君） 7ページをお願いします。  
報告第22号 使用貸借合意解約書の受理について、このことについて、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので、報告するものです。

8ページをお願いします。

(事務局 受付番号1番から2番2件朗読説明省略)

以上、2件であります。

議長（乙部繁作君） 只今、事務局より報告の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

議長（乙部繁作君） 質疑なしと認め、報告第22号は、原案のとおり報告済みといたします。

議長  
(乙部繁作君) 日程第6 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君) 9ページをお開きください。  
報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。  
10ページをお願いします。  
受付番号6番から7番2件について説明します。  
(事務局受付番号6番から7番2件を朗読説明省略)  
以上2件であります。

議長  
(乙部繁作君) ただいま、事務局より報告第23号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

議長  
(乙部繁作君) 質疑なしと認め、報告第23号は、原案のとおり報告済みと致します。

議長  
(乙部繁作君) 日程第7 議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを 議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君) 11ページをお願いします  
議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり、(1) 所有権移転9件、許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。  
12ページをお願いします。  
所有権移転(9件)について説明いたします。  
(事務局 受付番号23～31番、9件を朗読説明省略)  
以上、所有権移転9件であります。

議長  
(乙部繁作君)

只今、事務局より、所有権移転、受付番号23番～31番9件、の説明が終わりました。

本案について、ご質疑等ありませんか。

(質疑なしのとき)

議長  
(乙部繁作君)

異議なしと認め、議案第25号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長  
(乙部繁作君)

日程第8 議案第26号 東北町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局より事案朗読及び説明をお願いします。

事務局長  
(蛭澤博幸君)

18ページをお願いします。  
議案第26号 東北町農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。  
19ページをお願いします。  
農地売買等事業による所有権の設定各筆明細書所有権移転について、説明いたします。  
なお、農地中間管理事業によるため、利用権の設定を受ける者は、公益社団法人あおもり農林業支援センター、でありますので、氏名、住所については、省略させていただきます。

(事務局 受付番号13番、1件、朗読説明省略)  
以上1件です。

議長  
(乙部繁作君)

ただいま、事務局より説明が終わりました。  
本案について、ご質疑等ありませんか。

委員(高松克彦君)

この調査は私と笹倉推進委員と事務局河島さんと行ってきました。河島事務局員の説明が非常に解りやすく農振法、農地法をだいぶ理解されているなと思いました。このペースで事務を進めて頂きたいと思います。

(異議なしのとき)

議長 (乙部繁作君) 異議なしと認め、議案第26号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長 (乙部繁作君) 日程第9 議案第27号 競(公)売買受適格者の証明についてを議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 (蛭澤博幸君) 20ページをお願いします。  
議案第27号 競(公)売、買受適格者の証明について、農地法3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格者証明願いの提出があったので審議を求めるものです。  
なお、当該適格者が最高買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものです。  
21ページをお願いします。  
受付番号1番から2番、2件について説明します。  
(事務局 受付番号1番から2番、2件朗読説明省略)

以上2件であります。

議長 (乙部繁作君) ただいま、事務局より、議案第27号の説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

委員 (高松克彦君) 願出人の人ですが、二人がこの土地に願出している。適格者が落札できるかどうか、ここの総会にかかっています。この人は、トラクターが2台あるとか田植機があるとか記載ありますが、土地と機械があるか判断できません。事務局では、現地調査等で、これも含めた調査と理解してよろしいか。

事務局長 (蛭澤博幸君) 面積については、農地台帳等で確認させていただきました。農機具等については申請人が申請書に記載した台数ですが、それを元に改めて本人に聞き取りをして確認しております。

委員（高松克彦君） 申請書に、本人が記載したものを事務局では聞き取りしただけで確認したとなる訳ですか。

事務局（河島徳悦君） 私のほうで確認させて頂きました。電話もありますけども直接おいらせ町の方は行けなかったのですが1番の方については、自宅そしてこちらは会社経営をしており、機械器具を確保しております。1番の方は抵当物件で、入札物件が上北管内にあり、自分所有の土地の近くにあり、ご本人は農地を5反部以上保有しており、親戚の方々も農家をやっており、行く行くはそちらのトラクター等の機具を、計画的に購入して大規模な経営をしていきたいと本人の強い意志がございました。以上そういうことで確認させてもらったという事でご理解のほどお願いします。

委員（高松克彦君） はい、わかりました。

議長（乙部繁作君） そのほか、質疑はありませんか

委員（蛭名勲君） 2番の方は、通勤について距離的には若干問題があるのではないかと思っております。上北及び東北地区に所有地はありますか。

事務局（河島徳悦君） 2番については、おいらせ農業委員会から12,502㎡の作付けをしているという事です。証明書も必ず提出するようになっておりまして、2番の家族の夫になりますけれども、東北町管内に親戚がおりまして毎日のように農作業にお手伝いに通っており、ご本人も自分の農地で農業経営をしています。

委員（蛭名勲君） はい、わかりました。

議長（乙部繁作君） そのほか、質疑はありませんか

（異議なしのとき）

議 長  
(乙部繁作  
君)

異議なしと認め、議案第27号は、原案のとおり許可することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

第8回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

——— 開会 午後2時11分 ———